

## 修正箇所一覧

案件名：都城市こども計画（案）

項目	修正内容	理由
第2章-1-(3) 未婚の動向 (P7)	資料の表題「年齢別未婚率の推移」を「年齢別未婚率の推移と国、県比較」に修正	「国、県比較」が漏れていたため
第2章-2-(1)-① 教育保育施設 (P11)	文中の「潜在的な待機児童」を「空き待ち児童」に修正	計画中の文言を統一するため
第2章-2-(1)-③ 幼稚園の表及び 図表 (P17・18)	P17 幼稚園の入所児童数の推移表及び P18 図表下の資料提供元を高崎総合支所地域生活課から高城総合支所地域生活課に修正	記載誤りのため
第2章-2-(1)-⑥ 障がい児保育の 実施状況 (P21)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「障がい児保育の実施状況の推移」の表に「市の補助による専任保育士の配置数」を追加</li> <li>・同表の項目「令和6年度」に（4/1時点）を追記</li> <li>・同表下の「各年4月1日時点」を削除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい児保育の実施状況を詳しく表示するため</li> <li>・記載誤りのため</li> </ul>
第2章-2-(3)-① 利用者支援事業 (P23)	<p>「令和6年からは従来の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を併せ持った「こども家庭センター」が設立され、本市においても令和6年4月から運営しています。」</p> <p>上記の文書を以下に修正</p> <p>「令和4年に改正された児童福祉</p>	記載内容の精査による修正

	<p>法等により、令和6年4月からは、従来の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を併せ持った「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務とされ、本市においても令和6年4月から運営しています。」</p>	
<p>第2章-3-(2)-④ 「切れ目のない支援」に関する意見・ニーズ (P56)</p>	<p>「一定数の高校生・若者世代が都城市の魅力として住みやすさ、子育て支援の充実などをあげ、今後も住み続けたいと回答しています。一方で、一度は外に出て進学や就職をしてみたいという希望や、都会で自分のやってみたいことに挑戦できる環境に身を置きたいと考える人も多くみられます。」</p> <p>上記の文書を以下に修正</p> <p>「一度は外に出て進学や就職をしてみたいという希望があったり、都会で自分のやってみたいことに挑戦できる環境に身を置きたいと考える高校生・若者世代が4割を超えています。一方、3割の人が都城市の魅力として住みやすさ、子育て支援の充実などをあげ、今後も住み続けたいと回答しています。本市が若い世代に選ばれるような魅力と住みやすさを具え、若者の地元定着や回帰が図られるよう、雇用の場の確保や安心してこどもを産み育てることのできる環境づくりが必要であると考えます。」</p>	<p>記載内容の精査による修正</p>

<p>第2章-5-(2)        こども・若者の社会的自立について        (P60)</p>	<p>「貧困世帯のこどもや若者の生活や学習面での課題、本来は大人が担うはずの家事や家族の世話などを日常的に行うヤングケアラーが必要としている支援、障がいのあるこどもや若者が社会的に自立して生活する上での課題は、複合的な課題であることが多く、個々の状況に応じた適切な支援につなげるため、支援する側の理解と連携体制を強化することが必要です。」</p> <p>上記の文書を以下に修正</p> <p>「貧困やヤングケアラー、障がいなどの困難を抱えたこども・若者を取り巻く課題は、複合的であることが多く、支援する側の理解と連携体制を強化し、個々の状況に応じた適切な支援に繋がります。」</p>	<p>記載内容の精査による修正</p>
<p>第3章-2-(2)        困難な環境にあるこども・若者への支援        (P63)</p>	<p>「こどもの貧困への対応やヤングケアラーの支援、障がいのあるこども・若者に対する教育・保育・療育の充実など、様々な課題を抱えたこどもや子育て世帯に対する支援体制の強化を図り、他の保健・福祉・教育分野などの機関とも連携をしながら支援へつなげ、こども・若者の生活をしっかりと支える環境づくりを進めます。また、児童虐待については、社会全体で早急に解決すべき重要な課題であり、虐待の防止、早期発見・早期対応に関係機関や地域と連携して取り組みます。」</p>	<p>記載内容の精査による修正</p>

	<p>上記の文書を以下に修正</p> <p>「貧困やヤングケアラー、障がいなど様々な困難を抱えたこども・若者や子育て世帯に対する支援体制を強化し、保健・福祉・教育などの各機関が連携して、こども・若者の生活をしっかりと支えていきます。また、児童虐待は、社会全体で早急に解決すべき重要な課題であり、虐待の防止、早期発見・早期対応に関係機関や地域と連携して取り組みます。」</p>	
<p>第3章-3 施策の体系 6 青年期の支援 (P64)</p>	<p>「1 高等教育の就学支援と充実」を以下に修正</p> <p>「1 高等教育の修学支援と充実」</p>	<p>記載内容の精査による修正</p>
<p>第4章 基本目標 1-3-(1) こども・若者の総合的な相談体制と情報提供の充実 (P68)</p>	<p>取組・事業例の「こども・若者に関する相談窓口の周知」に「チャイルドライン（電話相談）」を追記</p>	<p>多くの相談窓口の表記が必要であるため</p>
<p>第4章 基本目標 3-1-(2) 有害な環境等からの保護と啓発 (P78)</p>	<p>・3行目に以下の下線部を挿入</p> <p>「(…こうした中、有害な情報) <u>や</u> <u>ネット依存症</u> (からこども・若者を守るとともに…)」</p>	<p>記載内容の精査による追加</p>
<p>第4章 基本目標 5-1-(1) 教育を支える人材の確保と質の向上 (P85)</p>	<p>取組・事業例に以下を追記</p> <p>○都城市・三股町合同教育研究会の充実</p> <p>○授業力向上セミナーの開催</p>	<p>第2期教育振興基本計画との整合性を図るため</p>

<p>第 4 章 基本目標 5-3-(1) こどもの健康管理・維持の充実 (P88) 及び 計画の指標一覧 (P121)</p>	<p>成果指標「栄養教諭・栄養職員を活用した食育に関する取組を行った学校数の割合」を以下のとおり修正</p> <p>目標値 (R11 年度) 44 校 (81.5%) →54 校 (100%)</p>	<p>第 2 期教育振興基本計画との整合性を図るため</p>
--	--	--------------------------------